

【保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	広島県東広島庁舎本館	西条昭和町1303-4.1303-22.1214-8	庁舎	別表2(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is=0.27 Is/Is0=0.5 CT・SD=0.34	補強設計  耐震改修	着手済  平成30年度着工 平成31年度竣工	耐震診断の結果(詳細) Is0=0.54 X方向 6階 Is=0.50, CT・SD=0.81 5階 Is=0.73, CT・SD=0.51 4階 Is=0.45, CT・SD=0.42 3階 Is=0.41, CT・SD=0.34 2階 Is=0.43, CT・SD=0.40 1階 Is=0.27, CT・SD=0.45 Y方向 6階 Is=0.61, CT・SD=0.52 5階 Is=1.03, CT・SD=1.03 4階 Is=0.77, CT・SD=0.78 3階 Is=0.62, CT・SD=0.61 2階 Is=0.60, CT・SD=0.58 1階 Is=0.65, CT・SD=0.54

附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(抜粋)

別表2

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s / I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$

※別表1. 2の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じる恐れは少なく、倒壊するおそれはない。

※別表2に掲げる耐震診断の方法のうち、(4-1)から(5-6)、(11)(12)の方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及び $I_{s0}$ を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示している。

※特記無き限り、地域係数 $Z=0.9$ 、補正係数 $G=1.0$ 、 $U=1.0$ として耐震診断されています。